

公 示

九 州 運 輸 局 長
令 和 6 年 10 月 11 日

道路運送法施行規則第15条の6の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第15条の7に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和6年10月21日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

(公示番号 九運公第79号)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案 番号	休止又は 廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止 の予定日	休止又は廃止 の理由	備考
			起 点	終 点				
鹿6廃5	廃止	南国交通株式会社	鹿児島県薩摩郡さつま町求名12533先	鹿児島県薩摩川内市祁答院町黒木26-5先	6.30	R7.4.1	輸送人員の減少や今後の輸送需要の回復が見込めないことに加えて、乗務員の高齢化や要員不足により路線維持が困難なため。また、利用者がいない系統があり、路線の再編を行いたいため。	
			鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手2968先	鹿児島県薩摩川内市祁答院町藺牟田5260先	7.20			
			鹿児島県薩摩川内市祁答院町藺牟田3452先	鹿児島県薩摩川内市祁答院町藺牟田1016先	1.20			
			鹿児島県薩摩川内市祁答院町藺牟田61-7先	鹿児島県薩摩川内市祁答院町藺牟田7865先	0.80			